

公益財団法人高知県スポーツ振興財団理事長（候補者）募集要項

公益財団法人高知県スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）では、令和 9 年 6 月開催予定の定時評議員会をもって辞任予定の理事長について、後任の理事長（候補者）を公募することとし、以下のとおり募集を行います。

1 財団の事業（※詳細は財団ホームページを参照）

（1）下記の県立スポーツ施設の管理運営（指定管理者制度）

- ア 高知県立春野総合運動公園（住所：高知県高知市春野町芳原 2485 番地）
- イ 高知県スポーツ科学センター（住所：高知県高知市春野町芳原 2485 番地）
- ウ 高知県立県民体育館（住所：高知県高知市棧橋通 2 丁目 1 番 53 号）
- エ 高知県立武道館（住所：高知県高知市丸ノ内 1 丁目 8 番 3 号）
- オ 高知県立弓道場（住所：高知県高知市高埴 12 番 1 号）

（2）スポーツ教室の開催

（3）スポーツ振興に関する普及及び啓発

2 理事長の業務

（1）理事会及び評議員会関係

理事会及び評議員会の資料確認をはじめとして、議案等の説明、会議の運営全般の責任者

（2）財務関係（※財務の状況は財団ホームページの決算書類を参照）

- ア 毎月の資金の確保、決算見込の確認、予算及び決算の調整など、財務全般の責任者
- イ 指定管理事業についての管理代行料の調整、指定管理申請に係る提出書類の作成、審査委員会での説明などの責任者
- ウ 財団の監事による監査への対応

（3）人事関係（職員数：76 名）

- ア 職員の採用、退職、服務管理
- イ 職員の健康管理
- ウ 人事関係申告書に基づく職員の現状把握
- エ 人事異動の実施、辞令書や昇給通知書の作成

（4）職員関係

- ア 職員とのコミュニケーションのための各職場の定例会（月例会）への参加
- イ 職場環境の確認と改善策の実行
- ウ 人事考課の実施
- エ 人事考課等に基づく職員の給料の決定
- オ 職員の期末勤勉手当の額の決定
- カ 職員のモチベーションを高めるための給与の改善、職員提案事業の実施

（5）その他

- ア 南海トラフ地震などのリスクへの対応
- イ 利用者等からのクレームや要望への対応
- ウ 高知県土木部公園上下水道課、高知県観光振興スポーツ部スポーツ課などとの施設の管理運営に関する協議、意見交換や情報共有
- エ 高知県議会の調査や高知県監査委員の監査への対応
- オ 高知県が主催する高知龍馬マラソン実行委員会総会などへの出席

3 理事長の任期

令和 9 年 6 月開催予定の定時評議員会の日から令和 10 年 6 月開催予定の定時評議員会の日まで（1 年間／前任者の任期満了日）とする。なお、再任は妨げないが、在任期間の上限を満 65 歳となる事業年度の決算審査を行う、財団の定款第 19 条に規定する定時評議員会終結時までとする。

4 理事長の報酬等（「公益財団法人高知県スポーツ振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程」等）

- (1) 報酬月額 360,000 円
- (2) 期末手当 6 月期 1.40 ヶ月分、12 月期 1.55 ヶ月分。ただし、4 割の範囲で増額できる。
- (3) 通勤手当 財団の職員の給与及び旅費に関する規程に基づき支給
- (4) 社会保険 健康保険及び厚生年金に加入
- (5) 退職手当 支給しない。

5 理事長の勤務形態及び勤務場所

常勤、高知県立春野総合運動公園管理事務所内

6 理事長（候補者）の選考基準等

(1) 選考基準（求められる人材像）

次のいずれにも該当する者を対象とする。

- ア 企業、団体において管理職以上として事業、人事及び財務に関するマネジメントを行った経験を有する者（理事長の業務に相当する 10 年程度以上の経験を有すること。）
- イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に規定する指定管理者制度や高知県が定める「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」に理解を有する者
- ウ チームや個人を問わず、スポーツの経験やスポーツへの高い関心を有する者
- エ 県立スポーツ施設の利用者へのサービスを第一に行動できる者
- オ 県立スポーツ施設の設置者である高知県との連携を実践できる者
- カ 県立スポーツ施設の管理運営を行う財団職員との対話や連携をもとに、マネジメントが実践できる者

- キ 任期を全うできる心身ともに健康な者
- ク 普通自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有する者
- ケ 理事長の業務に必要な基本的なパソコン操作（Word、Excel など）ができる者

（２）欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募できないものとする。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
- オ 上記各号に掲げるほか、財団の定款第 27 条で準用する第 13 条各号の欠格事由に該当する者
- カ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）提出書類

- ア 履歴書（１通）
- イ 実務経験経歴書（マネジメントを行った実績の詳細（１通））
- ウ 管理職以上として勤務した企業、団体の組織図や職員数など、概要のわかる書類（１通）
- エ 作文（１通）
 - （ア）テーマ 県立スポーツ施設の管理運営を通じて財団の果たす役割
 - （イ）Ａ４用紙（４０文字×４０行、横書き）２枚程度
 - （ウ）パソコン、手書きのどちらでも可

（４）提出期限、提出先

令和 8 年 9 月 15 日（火）17 時 15 分までに必着（郵送または持参）

〒781-0311 高知県高知市春野町芳原 2485 番地

公益財団法人 高知県スポーツ振興財団 企画総務課（担当：山岡）

※提出書類は、選考結果通知時に返却します。

（５）書類選考

提出書類に基づき書類選考（第一次選考）を行ったうえで面接審査の対象者を選定する。（令和 8 年 9 月下旬までに実施予定）

(6) 面接審査及び理事長（候補者）選考委員会

第一次選考で理事長候補者として選定された者について、財団が設置する選考委員会の委員が面接審査を行い、選考委員会で審査のうえ、理事長候補者を決定する。（令和8年10月中旬頃までに実施、開催予定）

7 注意事項

今回の募集は、理事長候補者を選考することを目的にしており、実際の理事長への就任については、令和9年5月開催予定の定時理事会において理事候補者に選任され、同年6月開催予定の定時評議員会において理事への就任が承認されるとともに、その後の理事会において理事長に選任されることが条件となる。したがって、理事長に就任することを保証するものではない。（再任についても同様）